

## 「開業・経営承継支援資金（承継無保証人型）」を活用した 事業承継支援の実施について

京都信用保証協会は、京都中央信用金庫ならびに公益財団法人京都産業21と連携し、京都府・京都市協調融資「開業・経営承継支援資金（承継無保証人型）」（以下 本制度）の活用により、事業承継後の中小企業者を支援しましたのでお知らせします。

### 関西初<sup>(※)</sup>となる事業承継後に本制度を活用した中小企業者の支援

本制度を活用し、既存債務の借り換えを行うことで、経営者保証を解除し、円滑な事業承継を支援しました。代表者変更後における本制度の活用による事業承継支援は関西では初の取組みとなります。

※ 代表者変更後における事業承継特別保証制度を活用した事業承継支援が関西初となります。

### 「開業・経営承継支援資金（承継無保証人型）」の概要

本制度は、事業承継の際に経営者保証を解除することで、より円滑な後継者への承継を後押しする国の全国統一制度「事業承継特別保証制度」を活用した京都府・京都市の協調融資制度で、令和2年4月に創設されました。事業承継特別保証制度よりも保証料負担が少なく、利用企業のメリットが大きい制度です。

名称	開業・経営承継支援資金（承継無保証人型）
資格要件	次の（1）かつ（2）に該当する中小企業者 （1） 3年以内に事業承継（＝代表者交代等）を予定する「事業承継計画」を有する法人（以下 資格要件④）又は令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、承継日から3年を経過していないもの（以下 資格要件⑤）。 （2） 次の①から⑤の全ての要件を満たすこと（①～③については保証申込日の直前の決算によるものとし、④については保証申込日 <sup>(※)</sup> に満たしていること。また、⑤については作成日から3か月以内の保証申込が必要） ① 資産超過であること ② EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること ③ 法人と経営者の分離がなされていること ④ 返済緩和中ではないこと ⑤ 事業承継時判断チェックシートに掲げる確認事項について、経営者保証コーディネーターの判断のもと充足していること ※ 申込日が危機関連発動中においては、申込日または危機関連発動期間の始期の前日でも可
申込金融機関	与信取引のある金融機関経由に限る
資金使途	1. 資格要件④に該当する中小企業者にとっては、保証人（個人に限る）を提供していない既往借入金の返済資金以外のもの 2. 資格要件⑤に該当する中小企業者にとっては、事業承継前における保証人（個人に限る）を提供している既往借入金の返済資金
保証限度額	2億8千万円
保証期間	10年以内（据置期間2年以内）
保証人	不要
保証料率	0.00%～0.95%（実質保証料率） 【事業承継特別保証制度の保証料率に対し当協会独自で0.10%の引下げ、京都府・京都市が0.10%の保証料を補助】

今後も当協会は「金融と経営の総合支援サービス機関」として、地元金融機関及び関係機関と連携し、中小企業者の多様な資金ニーズやライフステージに応じた金融支援・経営支援により一層取り組んでいきます。